

千葉県中小企業等事業継続支援金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等に対して、幅広く支援金を支給し、事業の継続・立て直しのための取組を支援するため、最大20万円を支給します。

対象

千葉県内に本店または主たる事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～7月のいずれかひと月の売上が、前年または前々年の同月と比較して30%以上減少した中小企業等、個人事業者等

支給額

中小企業等 20万円

個人事業者等 10万円

要件

- ・千葉県感染拡大防止対策協力金の支給対象となっていないこと
- ・引き続き県内で事業を継続する意思を有していることなど

問 県商工労働部産業振興課

☎043-223-2778

宿泊事業者による感染防止対策等支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者が感染防止対策に取り組むための経費を支援します。

対象

旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設

対象経費

- ・感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費
- ・感染防止に資する新たな需要に対応するための取組に要する経費

支援額

1施設当たり、支援対象経費の2分の1の額とし、かつ、表に掲げる区分に従い、上限額を定めて支援します。

区分		上限額
客室数	従業員数	
9室以下	9人以下	50万円
10～29室	10～29人	100万円
30～49室	30～99人	300万円
50室以上	100人以上	500万円

問 県宿泊施設感染対策支援事務局

☎0570-020166 FAX043-224-5510

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、給付金を支給します。

対象児童 平成15年4月2日から令和4年2月28日までに生まれた児童。

※特別児童扶養手当を受けている児童は、平成13年4月2日から令和4年2月28日までに生まれた児童。

- 支給対象者**
- ①令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当を受給している方または令和3年4月以降に児童手当・特別児童扶養手当の認定等を受けた方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方。
 - ②平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた児童を養育する方で、住民税均等割が非課税の方。
 - ③対象児童を養育している方で、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方。

給付額 対象児童1人につき50,000円

申請手続 支給対象者①に該当する方は申請不要です。

支給対象者②と③に該当する方は申請が必要です。申請方法等詳細は町ホームページをご確認ください。

提出期限 令和4年2月28日(月)

提問 健康こども課こども班 ☎82-3400